

放送番組の編集に関する基本計画

平成9年11月20日制定

平成23年10月1日改正

平成26年1月6日改正

放送番組は、放送法第1条の精神にのっとり、人権を守り、法と社会秩序を尊重し競馬及び農林水産業の振興・発展に寄与することを目的とする。

1. 対象とする受信者層

全国の競馬ファン、馬事文化愛好者、農林水産業関係者等

2. 放送時間

原則として放送開始時間は午前7時からとし、毎月曜日から木曜日は翌午前2時終了、毎金曜日から日曜日にかけては終日放送とし、翌月曜日午前4時終了とする。

3. 有料放送・無料放送

放送は、有料放送時間帯と無料放送時間帯に区分して行なう。

4. 番組編成

番組は、競馬中継番組、競馬情報番組、馬事文化番組、農林水産関連情報番組等で編成する。

なお、有料放送時間帯においては、競馬中継番組と競馬情報番組を中心とした編成とする。

5. 広告放送

広告放送は、原則として、有料放送時間帯に行なうものとして、関係法規及び当財団の放送番組の編集の基準に従って、社会的責任を負えるもののみを選択する。

附則 この基本計画は、平成26年1月6日から施行する。